

和歌山県中小企業融資制度 令和3年度 新制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆様の資金繰りを支援するため、和歌山県中小企業融資制度において、国の全国統一制度を活用し、**保証料を大幅に引き下げた融資枠を設けました。**
令和3年4月1日から取扱いを開始しますので、資金繰りに不安がある事業者の方は、活用を御検討ください。

経営支援資金（伴走支援枠）

<新設>

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定※1を受け、金融機関の伴走支援を受けながら経営改善を図る※2 中小企業者**

※1及び※2は裏面にて説明

【諸条件】

- 融資上限：**4,000万円**
- 資金用途：設備、運転、返済資金（※保証協会の保証付き融資の残高を返済するための資金）
- 融資期間：一括返済1年以内、分割返済10年以内（うち据置期間5年以内）
- 融資利率：年1.2%以内
- 保証料率：年0.85% ⇒ 国の補助により **0.20%**
※経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%上乗せ

※条件変更に伴い、追加して生じる信用保証料は国の補助の対象外

資金繰り安定支援（再生計画枠）

<拡充>

【対象者】

和歌山県中小企業再生支援協議会等による支援決定により作成した経営改善・再生計画に基づいて、**経営改善・事業再生**を実施する方（その他要件は「和歌山県中小企業融資制度ご案内」を参照）

【諸条件】

- 融資上限：**1億6,000万円**
- 資金用途：設備、運転、返済資金（※保証協会の保証付き融資の残高を返済するための資金）
- 融資期間：一括返済1年以内、分割返済15年以内（うち据置期間5年以内）
- 融資利率：設備・運転 年1.2%以内
返済（責任共有制度対象の場合）年1.8%以内（対象外の場合）年1.6%以内
※返済資金に県融資制度以外を含む場合は0.3%上乗せ

- 保証料率：（責任共有制度対象の場合）年0.80%
（対象外の場合）年1.00% ⇒ 国の補助により **0.20%**
※経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%上乗せ ※条件変更に伴い、追加して生じる信用保証料は国の補助の対象外

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

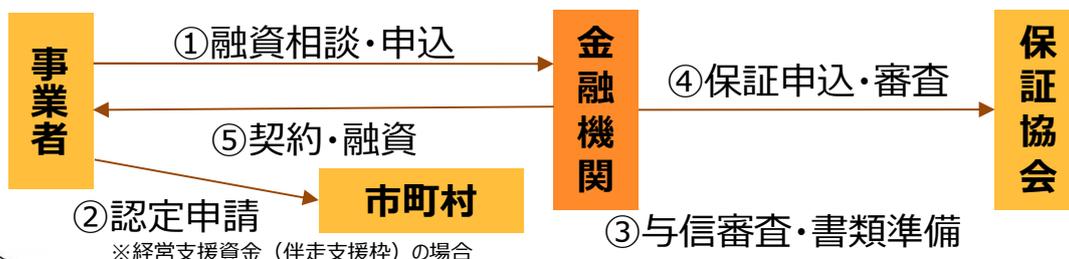
よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れとなります。

まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関に御相談**ください。



認定はどこで受けることができますか？

(表面※1)

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定は、売上高等減少要件※を満たせば、**事業所所在の市町村**で受けることができます。

※ 売上高等の減少に応じて、市町村が認定します。

○SN4号：20%以上減少

○SN5号：5%以上減少 → (注) 通常は5%以上の減少で認定されますが、本制度においては

○危機関連：15%以上減少 **15%以上の減少**で認定を受ける必要があります。



「経営改善を図る」とは何ですか？

(表面※2)

本制度においては、以下を含む**経営行動計画**を策定し、金融機関の支援を受けながら、計画を実施していくことが必要です。

- 計画策定日の前年度の財務状況を含む現況及び課題の分析と課題を克服するための取組
- 計画期間は3～5事業年度分

また、計画の実施に当たり、原則として**四半期ごとに金融機関への状況報告**を行う必要があります。



申請に必要な書類を教えてください。

- ①和歌山県**制度融資申込書**
- ②**市町村認定書**(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ③**金融機関必要書類**
- ④**保証協会必要書類**

※詳細については、各金融機関へ御相談ください。

融資の申込みに関するお問合せは、最寄りの金融機関まで
制度全般に関するお問合せは、和歌山県商工振興課まで(☎073-441-2744)